

平成17年(三)第9号遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分命令申立事件(以下「甲事件」という。)

平成17年(三)第10号遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分命令申立事件(以下「乙事件」という。)

決	定
当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
主	文

1 本件仮処分命令申立てをいずれも却下する。

2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由

#### 第1 申立て

1 債務者は、この決定送達の日から2目以内に、別紙記載の圃場(以下「本件圃場」という。)に試験作付けしたディフェンシン遺伝子を組み込ませたイネを刈り取らなければならない。

2 債務者が、上記期間内に上記イネを刈り取らないときは、債権者らは、新潟地方裁判所執行官に債務者の費用で上記稲を刈り取らせることができる。

#### 第2 事案の概要

本件は、いまだ遺伝子組換えイネの人体やその他の生態系に対する安全性等が、十分確認されていないにもかかわらず、債務者が遺伝子組換えイネの野外実験(以下「本件野外実験」という。)を強行していることにより、実験圃場周辺の農地において稲作農業等を行っている生産者の営業の自由(安心して農業を行うことができる権利)や、同生産者が産出するコメを食している消費者の人格権等が侵害され、又はそのおそれがあること等を理由として、上記生産者や消費者である債権者らが、債務者に対し、既に作付けを終了したカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を組み込ませたイネ(以下「未件 GM イネ」という。)の刈取りを求めた事案である。

## 1 争いのない事実

(1) 債務者は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を担い、また、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的として設立された独立行政法人(資本金 2915 億 53 1 7 万 9538 円)である。

債務者は、農業技術の研究機関として、新潟県上越市稲田 1-2-1 に北陸研究センターを置き、同センター内において遺伝子組換え(以下「GM」という。)技術を応用したイネの耐病性その他各種の研究や実験を行っているものである。

(2)甲事件債権者山田稔、同青木博及び乙事件債権者保坂一彦(以下「債権者山田ら」という。)は、本件圃場の周辺地域において、新潟産のコメを生産、出荷して生計を維持している農業従事者であり、甲事件のその余の債権者ら(以下「債権者平出ら」という。)は、本件圃場の近隣で生産されたコメを購入し食しているものである。

## 2 債権者らの主張

### (1)本件野外実験の実施

ア 債務者は、イネのいもち病菌や白葉枯病菌に低抗性を示す蛋白質であるディフェンシンの設計図が書き込まれた遺伝子(以下「ディフェンシン遺伝子」という。)を、カラシナのゲノムから切り出した上、細工しマーカー遺伝子と連結した上で、イネのゲノムに挿入した本件 GM イネの実用化を計画し、同イネの耐病性等を確認するため、それまでの実験室から野外実験に移行する必要があるとして、本件野外実験を実施しているものである。

イ もとより、債務者には、GM 作物の有効性や実用性等に関する学問研究の自由を有していること自体は否定できないけれども、後記のとおり、本件野外実験の有用性や必要性も、また、その危険防止手段に関する正当性も証明できておらず、かえって、生産者として GM に汚染されることなく安心して農業生産できる権利(営業の自由)や、消費者として安全かつ安心して食するという個人の尊厳に直結する人格権を著しく侵害するときは、自ずから制限を受けるものというべきである。

## (2)本件野外実験の問題点について

ア 本件 GM イネの安全性、特にディフェンシンの耐性菌問題等  
ディフェンシンの人体への作用機構(特に害作用の有無等)及びディフェンシンが玄米の外側の皮や胚芽部分も含めた食用部分への発現及び移行しないとの点に関して依然として未解明な部分が多い上、ディフェンシンに対する耐性菌が出現したとの報告が出ているところ、ディフェンシン耐性を獲得した菌が、仮に病原菌でないとしても、人類にとって致命的な影響を与えるおそれがあることは否定できないし、更に、ディフェンシンが細胞外に分泌される物質であることからすると、茎や葉から水中に流れ出たディフェンシンが、いもち病菌や白葉枯病菌のみならず、広い範囲の土壌微生物に対して重大な影響を及ぼす、ことが懸念されることから、直ちに本件野外実験を中止して、ディフェンシンに関する上記問題点を解決するのが先決である。

## イ 本件野外実験の安全対策

### (ア) 交雑の可能性

本件 GM イネの花粉は、そのわずか1%が交雑しただけでも、その後爆発的に増殖する可能性がある以上、野外実験において GM 汚染の被害拡大を防止するためには、文字通り完全に交雑防止するしか方法がない。債務者は、一般圃場において交雑可能な距離は大きく見積もっても 26

メートルとするのは科学的に十分合理的である旨主張するけれども、既に海外では、イネの交雑可能距離は 43.2 メートルとの報告例もあり、また、農水省の栽培実験指針検討会では、当初 20 メートルとしていたにもかかわらず、翌年には新しい検出結果が出たとの理由で簡単に 26 メートルに延長しているものであって、現在あるデータを安易に普遍化するの危険である。

また、債務者は、本件 GM イネの開花時期を周辺の一般農家のイネの開花時期と数日間ずらしている旨主張するけれども、最終的には、開花時期の誤差等を考慮すると、結局、1 日程度であって、天候等の影響を考えると、両者の開花時期が重なることを完全に否定することは不可能である。

#### (イ)イネ花粉防止

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)によれば、「人の健康に対する影響を考慮する」ことが要求されているところ、本件 GM イネの導入遺伝子であるディフェンシンが新たなアレルギー物質にならないという保証は全くないのであるから、本件野外実験を直ちに中止して花粉の飛散を防止すべきである。

#### (ウ).本件野外実験の必要性や有用性の不存在

本件 GM イネが、いもち病や白葉枯病等を制圧するために、どの程度の有用性を有しているか、すなわち、本件 GM イネによって、果たしていもち病等を制圧するに足るディフェンシンの必要濃度を実現することが可能か否か等に関する実験データが何ら示されていない。

#### ウ 説明責任の不履行と予防原則違反

同農水省の制定した GM 作物の栽培実験指針によれば、GM 作物の開発

を行うに当たっては、より積極的に透明性をもった情報提供に努めることがうたわれているにもかかわらず、債務者は、本件野外実験に関する安全性等に関する説明責任を故意に怠っているといわざるを得ない。したがって、債務者は、カルタヘナ法本来の理念に照らし、地元住民の同意又はそれと同等の「地元住民の十分な理解」を得た上で、本件野外実験を行うべきである。

(イ)GM 作物の危険性を判断する基本原則は「予防原則」であり、その基本要素としては、「未然防止、科学的不確実性への対応、高水準の保全目標、環境の観点の重視、将来への配慮、危険可能性の配慮」という基準が挙げられるところ、前記のとおり、本件野外実験によって本件圃場内にディフェンシン耐性菌が容易に出現することが判明した以上、これに上記基準を当てはめた場合、もはや本件野外実験を続行することを肯定するに足りる法的根拠を見出すことはできないから、本件野外実験の違法性は明らかであり、直ちに中止すべきである。

そして、GM 事故における予見不可能性や回復不可能性という問題点に照らせば、債務者は、再度、長時間をかけて閉鎖された実験室内における基礎実験を行い、必要な資料等を収集した後に野外実験に移行すべきである。

### (3)被保全権利と保全の必要性

ア債権者山田らは、本件圃場の近隣において、前記のとおり新潟産のコメを生産、販売している生産者であるところ、債務者が現在試験栽培中の本件 GM イネは、その安全性や有用性が不明であるほか、その野外実験方法には欠陥が多く、債権者山田らが生産するコメと本件 GM イネとの自然交雑が起こる可能性もあり、GM に否定的な消費者は、同債権者らの生産するコメを買い控えることは火を見るより明らかである。

さらに、本件 GM イネとの自然交雑のおそれを理由とする新潟産米とい

う高品質ブランドの毀損による販売量や販売額の低下耐性菌の増加による将来の生産コストの増加等に伴って、農業従事者としての生産基盤を一挙に失わせ、債権者山田らに回復本能の損害を被らせるおそれがあることから、債務者が現在実施している本件 GM イネに対する本件野外実験を差し止める必要がある。

イ 債権者平出らは、前記のとおり本件圃場の近隣で生産されたコメを購入して食しているところ、その実験目的すら不明確な本件野外実験が強行されることによって、食品安全性の審査を経ていない本件 GM イネが在来種と交雑する危険があり、その結果、債権者平出らは、将来の身体・生命への危険発生も未確認である本件 GM イネと交雑したイネからできたコメであることを知らないまま、長期間にわたり食することとなる。また、仮に交雑の危険性がないとしても、耐性菌等の関係で新たにいもち病菌等多発する危険性が高く、その結果、農薬殺菌剤が使用され、高濃度の農薬が残留するコメを食べることになりかねない。いまだ未完成の GM 技術により、未知の健康被害を被るおそれがあるばかりか、交雑した本件 GM イネを食しているという不安も、主食たるコメを安全かつ安心して食するという人格権を侵害するもので、その侵害の程度はリスクのみを負い、利益は何もない同債権者らの受認限度を明らかに超えるものというべく、これによって発生する損害の事後的回復も不可能である。

### 3 債務者の主張

#### (1)本件野外実験の趣旨・目的

債務者は、農薬の使用を減らし、生産者の負担軽減、環境負荷低減を実現でき、実用に耐えるイネを開発するとともに、食品としての安全性を確保し、複合病害低抗性を付与するため、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を導入したイネを育成することを目的とし、まずは隔離温室での栽培において正常に成育し、かび(いもち病菌)及び細菌(白葉枯病菌)による病害に抵抗

力があることを確認した本件 GM イネが、野外条件で栽培しても正常に成育するか、あるいは実用的な病害抵抗性があるかを検証し、また、今後'の研究のため試験用種子を生産するほか、圃場環境条件下で成育した場合に水田の土壌微生物への影響及び土壌を介した他の生物への影響を調査するため、本件野外実験を実施しているものである。

#### (2) 遺伝子組換え実験に関する法的規制等

遺伝子組換え実験に関する法的規制としては、カルタヘナ議定書に基づき、カルタヘナ法が制定されているけれども、本件野外実験の成果物は、食に供されるものではなく、いわんや食品として流通されることが予定されていないのであるから、食品安全審査を受けるべき前提を欠いている。

#### (3) 本件野外実験の必要性と相当性

本件 GM イネは、債務者の室内等における前段階の実験によって、既にその安全性は十分確認されているものであり、それを踏まえて、屋外における環境影響評価、耐病性評価及び生育評価を行うことにより、導入遺伝子の効果を隔離圃場条件下で検証する必要がある、いわば耐病性組換え体の研究において必須の課程であり、本件野外実験は、実験手法として何ら不当な点はない。

#### (4) 本件野外実験の安全性

ア まず、GM 作物の相互作用について、その害作用をあらかじめ予想することはできないとしても、これまでの3年間に及ぶ閉鎖系での実験において異常個体はすべて排除しているし、今回の本件 GM イネは、すべて異常を確認していないものを選別しているものであり、この点の安全性は明らかである。

また、植物体内で生理的異常が発生すれば、通常、その植物は生存できずに消滅する'から、この点においても、本件 GM イネに異常なものが混入する危険性は皆無である。

## イ 自然交雑の危険性

(ア) まず,そもそもイネは自家受粉の性質を有することから,他のイネの花粉を受粉することはほとんどなく,自然交雑の余地ないしそのおそれは極めて低いというべきである。

(イ) 次に,これまでの専門的知見によれば,イネの交雑の生じた最長距離は 25.5 メートルであるところ,本件圃場と債務者所有の他の実験圃場とは 28 メートル以上離れているほか、さらに,本件圃場と最も近い債権者ら以外の一般農家の圃場とは 220 メートル以上離れており,更に債権者山田らの所有する農場とは 3.2 キロメートル以上離れているのであって,上記のような距離的隔離の観点からみると,一般的交雑のリスクは存在しないし,ましてや債権者山田らの育成するイネとの交雑の危険性は皆無というべきである。

(ウ) また,債務者が既に作付けした 1 回目(平成 17 年 5 月 31 日)のイネに関しては,開花前に刈取りを行っているため,花粉が飛散することはありません,交雑の可能性の余地もない。

さらに,本件野外実験における 2 回目の作付け(平成 17 年 6 月 29 日)がなされた本件 GM イネについては,開花前に,各単体(全部で 750 株)毎にパラフィン紙で覆い,下部はビニールシートを被せ,更には花粉の飛散防止のため,本件圃場中の本件 GM イネの作付け部分全体を不織布で覆う予定であることから,この点からも,花粉が飛散することはありません,加えて,本件圃場に近隣する一般イネの予想開花時期は 8 月 7 日から同月 20 日ころであり,本件 GM イネの予想開花時期が 8 月 21 日から 9 月 3 日ころであることからみても,交雑の余地ないしそのおそれは少ないというべきである。

## ウ 病原菌飛散の可能性

(ア) 本件野外実験においては,いもち病菌等の噴霧試験は行わず,病菌



に罹患したイネの苗を本件 GM イネの苗に隣接して栽培する方法により、罹患可能性を検証する方法によるものであり、更にはいもち病菌に感染した個体は栽培土壌へ埋め込むなどして処理するため、いもち病菌の拡散を完全に防止している。

(イ) また、白葉枯病菌については、菌液を付着させたハサミで葉を切断し、その後進展した病斑の長さで耐病性を判定するもの(いわゆる「糞(?)葉採種法」)であり、この方法は、耐病性や薬剤検定法として確立された手法であるし、本件野外実験では、念のため白葉枯病検定は、栽培時期をずらして周辺のイネに被害を及ぼさない時期に接種検定を行う言十画である。

(ウ)なお、上記接種に使用するいもち病菌や白葉枯病菌は、いずれも圃場に通常に存在する菌であるし、前記各検定方法は、全国各地の研究機関等で毎年行われている品種の耐病性評価や薬剤検定の際に使われているものであって、債務者が特に危険な検定方法を行っているわけではない。

(5)債権者らの主張は、いずれも事実と異なり、学術的根拠がなく、あるいは誤解に基づくものであって、債権者の実施している本件野外実験は、カルタヘナ法に準拠している適法な行為であり、差し止められるべき理由も根拠も見当たらない。

また、債権者らは、本件野外実験に基づく損害をるる主張しているけれども、いずれも主観と推測に基づくものであり、損害発生に関する具体的摘示もない。

(6)債務者の回復し難い損害の発生

債務者は、膨大な人的資源及び研究コスト(実験の開始された平成 10 年から相当の研究費を計上するとともに、フル稼働換算で延べ 20 人の所属研究員を関与させた。)を負担し、希少なイネ系統を数万分の 1 の確率で作出し、その上に継続されているものであって、本件野外実験が中止させられた

場合には、回復し難い莫大な損害を被るおそれがある。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 前提となるべき事実

本件疎明(甲3ないし10「ただし、特に断らない限り枝番号のあるものを  
含む、以下同じ。」、14,15,17,21,22,29,31。37,5

0,51,59ないし62,77,79,乙3ないし9,11,12,15な

いし29)及び審尋の全趣旨によれば、次の事実が一応認められる。

#### (1) バイオテクノロジーとGM作物に対する期待等

ア 科学技術基本法に基づき策定された科学技術基本計画によれば、21世紀の世界が地球規模で直面する諸問題、すなわち、人工の爆発的な増大、水や食料、資源エネルギーの不足、地球の温暖化、新しい感染症等に対処すると同時に、発展途上国を含めた世界全体の持続的な発展を実現するという困難な課題に挑戦し、人類の明るい未来を切り拓くためには、科学技術の力が不可欠であるとした上で、バイオテクノロジー等の活用により良質な食料の安定的な供給が確保されること、科学技術の持つリスクが軽減されることなどを可能とすることを目指すとされ、バイオテクノロジーの研究開発が国家の科学戦略の大きな柱として位置づけられている。

なお、生命科学の発展に伴って生ずる人間の尊厳に関わる生命倫理の問題、遺伝子組換え食品の安全性や、情報格差、更に環境問題等、科学技術が人間と社会に与える影響がますます広く深くなることが予想され、こうした状況に先見性をもって対応するには、自然科学のみならず人文・社会科学を総合した人類の英知が求められていることが指摘されている。

イ そして、内閣総理大臣を議長とする科学技術政策の最高機関である総合科学技術会議においても、GM作物の研究は重点化され、食料・農業・農村基本計画に位置づけられ、農林水産研究基本計画の中において「遺伝子組換え技術の実用化に向けた新形質付与技術の開発」が明確に示されてい

るものであり、農林水産省所管の独立行政法人である債務者は、上記研究の一環として本件野外実験を行っているものである。

ウ なお、農林水産省は、GM 作物の栽培実験に関し、第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針(以下「栽培実験指針」という。)を定め、同省所掌に係る試験研究を行う独立行政法人の各研究所及び各研究センターが、カルタヘナ法第 4 条文は第 9 条の規定に基づき、第 1 種使用規程の承認を受けた組換え作物を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験実施するに当たっては、栽培実験計画書を策定するとともに、栽培実験を開始する前の情報提供として、計画書の公表と説明会の開催のほか、上記及び のフォローアップとして、計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報交換と意見交換に努めることを定めている。

なお、農林水産省農林水産技術会議事務局長は、農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人に対し、平成 17 年 4 月 12 日付けで、「平成 17 年度における第 1 種使用規程の承認を受けた組換え作物に係る栽培実験の留意点について」と題する書面を発出し、暫定的な措置として、実験対象イネと同種栽培作物等であるイネとの隔離距離は 26 メートル以上とし、実験対象イネとその周辺(26 メートル近辺)にある上記イネの出穂期が 2 週間程度以上離れるよう、それぞれ植付日を調整することを指示した。

## (2)GM 技術の農作物への応用

作物の品種改良の一つの方法である GM 技術とは、ある生物から特定のタンパク質(例えば、除草剤耐性、害虫抵抗性、耐寒冷性等を有しているもの)に対応する遺伝子(有用遺伝子)を取り出し、これを改良しようとする生物の細胞に導入した上、選別・培養することによって上記有用遺伝子を組み込んだ生物を作り出すものである。そして、本件 GM イネは、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を細胞内に導入する方法として、アグロバクテリ

ウム法(すなわち,微生物であるアグロバクテリウムの細胞からプラスミドを取り出し,その一部を切り取った部分に上記ディフェンシン遺伝子をつなぐ。以後,同プラスミドを再びアグロバクテリウムの細胞に戻した上,これをイネの細胞に接触させて同遺伝子の組み込みを完了する方法である。)を採用している。

### (3)本件野外実験の趣旨・目的

いもち病は,全国的に恒常的に被害が発生し,イネに対する国内の最重要病害の一つであって,平成 16 年度では,水稲作付面積(170 万ヘクタール)の約 2 割で被害が確認され,防除のために要する農薬費用は 441 億円にも上っている。

そこで,債務者は,イネの病害防除のために前記のとおり農薬等に多額のコストをかけてきた我が国の農業の現状を改善・打開すべく,細菌(白葉枯病菌等)や,かび(いもち病菌等)の両方に対する複合病害抵抗性を有するカラシナ由来の抗菌性蛋白質であるディフェンシン遺伝子に着目し,GM 技術を応用し,同遺伝子を組み入れたイネを新たに開発し,これを実用化させることで,現在のイネに対する農薬の散布量を大幅に減少し,その結果,生産者の経費削減と所得向上に資するとともに,多量の農薬散布による害から消費者の健康を守ることができるものと考え,本件 GM イネの研究開発とその実験を行っているものである。

### (4)本件野外実験の概要等

ア 本件野外実験は,カルタヘナ法に基づき,平成 16 年 11 月 17 日付けで第 1 種使用規程承認申請をし,農林水産大臣及び環境大臣の承認を得たことにより,第 1 種使用規程に従って実施される隔離圃場栽培実験であり,その具体的な内容は,圃場条件下で耐病性や正常な生育を確かめ,土壌微生物等に対する影響等を調査し,また,研究を継続するための採種を行うものであり,上記承認に当たっては,学識経験者の意見を聴取し,パブリ

ックコメントの手續等を経ている。

イ 本件 GM イネの栽培実験計画(以下「本件実験計画」という。)の概要  
同実験名「ディフェンシン遺伝子導入イネの複合耐病性評価及び有望系  
統の選抜」

(イ)栽培実験の目的と概要

目的

本栽培実験は、高度複合病害抵抗性を持つイネ系統の実用化に向け  
て、組換えイネ系統の圃場条件下での実用的耐病性の評価を行うため、  
隔離圃場内でもち病抵抗性及び白葉枯病低抵抗性の評価並びに栽培特  
性の評価を行い、また、試験研究用種子を採種することを目的とし、  
栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物は、債務者の中央農研・北  
陸研究センターが良食味品種として平成5年に育成した宿主品種「ど  
んとこい」にカラシナ由来のディフェンシン遺伝子をアグロバクテリ  
ウムを用いた超迅速形質転換法により導入したものである。また、我  
が国の自然環境の下で成育した場合の特性を明らかにするため、隔離  
圃場において、隣接する区画に指標イネ品種を栽培し、土壤微生物、  
周辺生物相について組換えイネ系統栽培実験区との比較を行い、当該  
系統の栽培による周辺の生物多様性への影響について科学的知見を蓄積  
する。

概要

全体計画平成17年及び平成18年の2年間

平成17年:系統の選抜と採種

平成18年:選抜した系統の詳細な評価と採種

(ウ)栽培実験の全体実施予定期間、各年度毎の栽培開始予定時期及び栽培  
終了予定時期

全体実施予定期間平成17年及び平成18年の2年間

各年度毎の栽培開始予定時期及び栽培終了予定時期等

	播種時期	移植予定時期	栽培終了予定時期
平成17年度:	4月下旬		
	(PIP 隔離温室内)	5月下旬	9月下旬
	5月下旬	~	~
	~	7月上旬	10月上旬
	6月上旬		
	(隔離圃場内又はPIP 隔離温室内)		
平成18年度:	4月下旬	5月下旬	9月下旬
	~	~	~
	6月上旬	7月上旬	10月上旬
	(隔離圃場内)		

(エ) 栽培実験を実施する区画の面積及び位置

区画の面積

隔離圃場内 8.6 アール(南北 20メートル×東西 43メートル)の2面の水田のうち北西角の約 4.0 アール(南北 20メートル×東西約 20メートル)の区画を使用する。

栽培を行う隔離圃場の位置

債務者の北陸研究センター稲田圃場内の隔離圃場の境界から事業所境界までの距離は、北側で約 180メートル、東側で約 100メートル、南側で約 250メートル、西側で約 270メートルとなっている。

(オ) 交雑防止措置の内容

組換え体は、隔離圃場内で栽培し、組換えイネの栽培実験に必要な隔離距離 26メートルを確保するため、隔離圃場内の北西部の一角で組換えイネ系統を栽培し、隔離圃場内の組換え体栽培区以外は、交雑モニタリング用モチ品種を栽培するか、又は裸地とする。組換え体と

隔離圃場外の北陸研究センター内水田のイネとの距離は26メートル以上あり、また、最も近接した一般農家の水田は東側にあり、隔離圃場境界から約220メートルの距離にある。

いもち病抵抗性検定の目的で周辺の水田と同時期(平成17年5月下旬)で移植した組換え体は、開花前に穂又は植物体を刈り取る。白葉枯病抵抗性検定及び栽培試験・採種目的の組換え体は、移植時期を6月下旬から7月上旬に遅らせることにより、実験系統の開花期を一般農家水田の主要品種コシヒカリの開花期と重複しないようにする。実験系統の開花期は、8月第4半旬から第5半旬であるから、周辺の水稲とは、出穂期で2週間以上の時間的間隔があると見込まれる。また、組換えイネの開花期には、組換え個体を袋がけするか、又は組換え個体栽培区を不織布等で覆うなどして、花粉の拡散を防止する。なお、隔離圃場内で栽培するイネはすべて同圃場内の水田に鋤き込んで不活化するか、密封して搬出し焼却する。

ウ なお、新潟県の長年にわたる品種交配の結果、いもち病に対する低抗性を有する新たな品種「コシヒカリBL」が開発されて実用に供されているところ、債務者が本件野外実験に供している本件GMイネは、前記のとおり、複合病害低抗性を有するものとして研究が続けられているものである。

## 2 当裁判所の判断

### (1)本件事案における問題点の所在と争点

ア 債権者らの本件仮処分命令の申立ての趣旨・目的は、現在問題となっているGM技術及び同技術の農作物等への応用の是非、あるいはGM作物の野外実験一般を問題としているものではなく、あくまでも債務者が現に実施している本件野外実験が今後も継続されることにより、本件圃場周辺において稲作農業に従事している債権者山田ら及び同債権者らが産出するコメを主食とする消費者の債権者平出らに対し、多大の損害を与えるおそれ

やその具体的な危険性があるとして、債務者らに対し、職業選択の自由や人格権等に基づき、本件野外実験により既に作付けされた本件 GM イネを、刈り取って実験を直ちに中止することを求めているものである。

イ そして、債権者らが、本件野外実験における具体的かつ個別の問題点として指摘するのは、以下の3点である。

同債務者は、本件 GM イネは、事前の隔離温室における栽培実験によって、正常に成育し、かつ、かび(いもち病菌)及び細菌(白葉枯病菌)

による病害に抵抗性があることを確認した旨主張するけれども、その安全性や問題点を十分に詰め、解決していない段階で、野外実験に移行するのは時期尚早であり、その危険性から許されない。

(イ)本件野外実験における交雑防止やイネ花粉防止等の安全対策の点において見過ごすことのできない不備がある以上、その危険性からも同実験は許されない。

(ウ)上記問題点を有しながらも、本件野外実験を敢えて推進する積極的な必要性や有用性が認められないし、それを実証するデータもない。

## (2) バイオテクノロジーとバイオハザード

近年、いわゆるバイオテクノロジーのめざましい発展に伴い、医療や農業等の諸分野において、難病治療や品種改良等の面で大きく期待される一方、生命倫理等の新たに困難な問題を惹起している。そして、近時、GM 食品のように、食料の生産や加工の過程においても積極的に利用されるなど、GM の情報や技術が商品化されて人類に有用な成果を生み出す可能性を有しつつ、他方、これまで自然界に存在しなかった新しい遺伝子の組み合わせを持つ細胞が作られることとなり、これらが実験室内にとどまらず、外部に漏出することによって、病原体微生物による感染や環境汚染等が進行しつつあることが指摘されている(甲2)。

## (3) 遺伝子組換えに関する規制



遺伝子組換えに関する国際的規制として、2000年1月、カナダで開催された生物多様性条約に基づく特別締約国会議で採択された「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」があり、同議定書は、「近代的なバイオテクノロジーによる遺伝子組換え生物が、生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を与えないよう、国境を越える移動に十分な安全性を持たせる」ことを目的とする国際的な取り決めであり、我が国では、カルタヘナ法が制定されているほか、一研究段階の遺伝子組換え実験を安全に実施するための基準として、「組換え DNA 実験指針」が定められている。

#### (4)交雑の可能性について

##### ア イネ花粉の性質と受粉

疎明(乙 112,113)及び審尋の全趣旨によれば、イネの花は、通常、早ければ午前10時ころ開花を始め、中からオシベが伸びて花粉を放出してメシベにかかって受粉する(自家受粉)、花粉の交雑能力は、1分経過すると約4割以下に低下し、長くとも5分程度で消滅し、そして約1時間半後には閉じ、その後開花することはないこと、1本の穂には通常50ないし150個の花がつき、最初の花が開花してから最後の花の開花までは、最長8日間かかることがそれぞれ認められる。

なお、イネ花粉の生存限界時間が50時間であるとする債権者らの主張は、前掲各疎明に照らして採用できない。

##### イ 債務者の花粉飛散防止策

(ア) 本件 GM イネと周辺農家のイネとの甲花時期に関する債務者の前記主張によれば、天候やイネの個体の性質如何によっては、開花時期が重なるおそれがあるところ、債務者は、当裁判所からの本件 GM イネの花粉飛散防止策に関する釈明に対し、次のとおりの飛散防止策を講ずることを確約している。

まず、本件 GM イネの開花がすべて終了するまでの間、個々のイネ

自体にパラフィン紙及びビニールシートを被せるほか、更に本件 GM イネの作付け部分全体を不織布(ポリエステルを材料とした育苗用の農業資材)で覆うことを予定している。なお、上記不織布は、一般的な農業用ビニールハウスに用いる鉄製パイプで骨組みを作り、その上からプラスチック製の留め具で不織布を固定するものであり、かつ、パイプは土の中に埋め込んで固定する。

次に、上記花粉飛散防止策を講じている期間中における本件 GM イネの観察方法に関しては、まず、イネの性質として、通常午前 10 時前後に開花を始めて昼ごろには開花が終了し、また、イネの花粉は概ね開花の 5 分後には交雑能力が完全に喪失することから、債務者は、上記開花特性や交雑能力の限界等を踏まえた上で、観察を実施する。

本件 GM イネを刈り取った後、残った株から穂が生えること(いわゆる二番穂)があり得るけれども、債務者は、二番穂が生じた場合にも、再度刈取りを行うことを予定している。

(イ)これに対し、債権者らは、まず、債務者の予定する前記花粉飛散防止策によっても、大風や大雨等の自然の変化によってビニールシート等が簡単にはずれたり破れたりするとか、あるいは、本件 GM イネの観察のため、職員が上記不織布に囲まれた内部に出入りしたり、個々のイネに被せたパラフィン紙を外した時に、花粉が飛散するおそれがあるとか、昆虫や鳥を介して花粉が外部に出るおそれも否定できないところ、仮に、自然交雑の可能性が 1 パーセントであっても、イネの性質からみると飛躍的に増大する危険性がある以上、本件野外実験を直ちに中止すべきである旨主張する。

(ウ) 確かに、現段階では、本件 GM イネの安全性が科学的に完全に証明されているとはいえないとしても、これまで閉鎖系の室内における各種の実験を通じて、安全性を含めた多種多様な実験・研究がなされ、それら

の実験結果を踏まえて、農林水産大臣及び環境大臣から第1種使用規程の承認を受けた組換え作物であること、イネは本来自家受粉の性質を有しているほか、その交雑能力もせいぜい5分程度にすぎないこと等を併せ考えると、債務者の予定する前記飛散防止策により、一応、現在周辺農家において生育中の一般イネとの自然交雑の可能性はほとんどないものと考えられ、その他、本件野外実験の性格や態様、債務者の予定する前記花粉飛散防止策の内容等に照らすと、自然交雑の確率が1パーセントであっても、本件野外実験を直ちに中止すべきであるとする債権者らの主張は相当でない。

#### (5) ディフェンシン耐性菌等について

ア 前掲各疎明によれば、ディフェンシンとは、分子量が小さく、陽イオンを帯び、システイン残基に富み、抗菌活性を示すタンパク質の総称であって、アミノ酸の一次構造や高次構造あるいは抗菌作用の活性スペクトラム(作用の対象となる微生物の種類)、更には抗菌活性の強度に応じて多様なものが存在していること、ディフェンシンは、糸状菌等の細胞膜の特定の脂質(スフィンゴ脂質)に関わり抗菌作用を示すものであるが、細胞に孔を開けるといふ報告例は存在しないし、債務者の実験結果によれば、イネの食用となる胚乳部分にはディフェンシンは残存していなかったことが確認されていること、カラシナ由来のディフェンシンを含むいわゆる植物型ディフェンシンとヒトディフェンシンを比較すると、SS結合(タンパク質中に含まれるイオウ原子同士の結合をいい、これによってタンパク質の立体構造が強化される。)の数が異なっており、ヒトディフェンシンを始めとする多くのディフェンシンが3個のSS結合を持っているのに対し、植物型ディフェンシンは、4個のSS結合を持っているという構造上の特徴から他のディフェンシンと区別されていることが認められるところ、債権者らは、債務者が今後も本件野外実験を継続した場合には、本件GMイ

ネの茎や根からディフェンシンが大量に外部に漏出するため、ディフェンシン耐性菌が出現する可能性が高く、その上、水中等から上記耐性菌が周辺農家の農地等に流れ込み、その結果、周辺農家に重大な損害を与える旨主張し、自然界におけるディフェンシン耐性菌の出現を認めた論文として甲 82,83 を引用するとともに、これに沿う疎明(甲 19,81,86 ないし 92,94)を提出している。

イ しかしながら、他方、疎明(乙 105,106,116)によれば、債権者らがディフェンシン耐性菌の出現を報告したとする前記各論文は、いずれもディフェンシンの病原菌に対する作用機構等を明らかにする実験過程で、いわば自然界とは全く異なる実験環境下において、ディフェンシン耐性菌の出現を確認したというにすぎず、そのことから、本件野外実験のように自然界に近い状況下において実験を継続している過程で、ディフェンシン耐性菌の出現が飛躍的に増加することが確認されているとか、本件野外実験を今後継続することにより、その危険性が高くなるとする疎明もない。

ウ 次に、ディフェンシンの土壌微生物等への影響について検討するに、カラシナは、これまで長年にわたって圃場で栽培されてきたものであって、カラシナ由来のディフェンシンが土壌や雨水中に流れ出していたにもかかわらず、これまで強力なディフェンシン耐性菌が出現したとの報告はされていないし、また、田畑に棲む動植物への悪影響も特に認められておらず、そうすると、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を用いた本件 GM イネの栽培によって、特に土壌微生物に対して重大な影響を及ぼすとする疎明も不十分である。

エ もっとも、債権者ら提出の前掲各疎明の指摘するとおり、本件 GM イネに組み込まれたカラシナ由来のディフェンシンは、必要に応じて生産される自然界のディフェンシンとは異なり、いもち病等の病原菌の有無にかか

ならず、常時ディフェンシン遺伝子が発現してディフェンシンを多量に作り続ける性質を有しており、したがって、本件野外実験の過程で、債権者らの主張するように、本件圃場内にディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるとしても、本件野外実験は、一般圃場ではなく、債務者の北陸研究センター稲田圃場内のうち、一応他から区別された隔離圃場で行われているものであり、したがって、本件野外実験の過程で、耐性菌が飛躍的に増加した上、同耐性菌が本件圃場の外に自然に流れ出し、一般の水路等を通して債権者山田らの農地内に流入し、そこに生育しているイネ等に具体的な損害を与えるおそれがあるとする点についても、これを裏付ける疎明は特にない。

オ 以上によれば、本件 GM イネを栽培することにより、直ちに耐性菌出現の可能性が飛躍的に増大し、その結果、債権者山田ら周辺農家の農業に重大な影響を与えるとの点に関しては、疎明不十分といわざるを得ない。

#### (6)まとめ

ア 以上を検討してきた結果を総合すれば、債務者が現在計画し、その実施を進めている本件 GM イネ開発計画の趣旨・目的、その有用性や必要性については一応肯認することができ、また、本件野外実験自体は、法で定められた所定の手続を経て、学識経験者の意見を聴取した上、パブリックコメントの手続を経た後、農林水産大臣や環境大臣の承認を得て実施されているものであって、手続的には何ら違法の点は認められないし、また、債務者において、本件 GM イネの花粉飛散防止のための二重の防止措置を執ることが予定されており、その結果、本件 GM イネの花粉が周辺農家の農地に生育するイネと自然交雑する可能性は極めて低くなっているほか、先に認定したとおり、平成 17 年度の本件野外実験が今後更に 2 か月余り継続することにより、その間、ディフェンシン耐性菌が飛躍的に増大し、それが周辺農家の農地等に流入するなどして多大の損害を与えるおそれが

あると認めるに足りる疎明はないから、債権者山田らの本件申立ては、結局理由がないものというべきである。

イ 次に、債権者平出らは、本件野外実験が実施されている本件圃場周辺の農地から産出したコメを食する一般消費者の立場から、本件 GM イネを利用した本件野外実験の問題点を指摘して、同実験の差し止めを求めている(ただし、本件における申立ての内容は、既に作付けされた本件 GM イネの刈取りである。)けれども、既に、説示したとおり、本件 GM イネは、いまだ商品として認可されて一般の市場に出回っているわけではなく、あくまで将来の商品化に向けて、その安全性等に関する調査・研究等が行われている段階にすぎず、したがって、債権者平出らにおいて、将来的に本件 GM イネ又はそれにより交雑されたコメを食することへの強い不安感や危機感、ないし拒否感を抱いていることは一応理解できるけれども、そのことから、前記のとおり、いまだ実験段階にある本件野外実験によって、直ちに同債権者らに明確かつ具体的な損害が発生しているとか、その蓋然性が極めて高いとする疎明は不十分であるといわざるを得ないから、更にその余の点について判断をするまでもなく、債権者平出らの本件申立ては、この点からみても理由がないというべきである。

ウ しかしながら、他方、先に認定判断したとおり、現段階では、債務者が本件野外実験に供している本件 GM イネに関しては、いまだ未解明な部分もあり、その安全性が科学的に完全に立証されているとまではいえず(その点は、今後更に実験や研究を続けていくなかで更に解明していく必要があることはいうまでもない。)、また、本件 GM イネの安全性や本件野外実験の実施等に関し、本件圃場周辺で農業を営む者や一般消費者を始めとして、関係各団体等から、多くの反対意見や実験中止の要請がなされていることに対し、前記各疎明によれば、これまでの債務者側の対応には、適切さを欠いていたと思われる点が全くなかったとはいえず、少なくとも裁

培実験指針に定められている「栽培実施計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報交換と意見交換に努めること」との規定の趣旨に沿った行動としては多少不十分であったことは否めない。そして、そのことも一因となって、津南町議会や五泉市議会において本件野外実験の即時中止の請願が採択されたり(甲 11)、県市長会において、いまだ債務者の説明責任が十分に果たされていないし、主食であるコメの遺伝子組換え作物に対する消費者の拒否反応が強く、また、風評被害が懸念されるとして、実験の即時中止を求める決議がなされたり(甲 69)、あるいは関係機関等から債務者に対して実験中止の要請がなされるなど(甲 9, 12)の大きな反対運動に発展したものとみることができる。

エ ところで、前記指摘した点や栽培実験指針の趣旨・目的等にかんがみると、債務者としては、今後、本件野外実験を含む本件実験計画を遂行するに当たっては、国民のなかには、いまだ遺伝子組換えに対する根強い反対や拒否反応を示す人が多くいるということにつき十分配慮した上で適切な対応をすることが要請されているものというべく、また、今回の GM 作物が、家畜等の飼料や草花等とは異なり、我々が日常口にする主食のコメであることもあって、消費者における抵抗感が一層強く一なっているという事実を謙虚に受け止める必要がある。さらに、コシヒカリという全国的にも有名なブランド米を産出している土地柄等からすると、風評被害が起こり易く、いったん風評被害が発生すると、米作農家等にとっては大打撃を受けるとは想像に難くない。したがって、GM 技術が必ずしも万全のものではなく、将来予測できない不幸な事態が発生する危険があると危惧する周辺農家や一般消費者に対し、研究・開発の担当者である債務者には、これまで以上に本件 GM イネの開発計画の内容や問題点等について、正確で分かり易い説明をし、その理解を得られるよう引き続き努力することはも

ちろん,上記開発計画を遂行する過程で得られた情報や実験結果等(特に,本件で問題とされた本件 GM イネの原告山田ら周辺農家のイネに対する交雑の可能性,本件の隔離圃場内におけるディフェンシン耐性菌の発生状況と伝播の有無等)に関しては,今後とも生産者や消費者に的確に情報提供したり説明をすることにより,本件 GM イネに対する不安感や不信感等を払拭するよう努めていく責任があり,仮にも,上記の情報公開等が円滑に行われず,いたずらに生産者や消費者の不安感等を助長するような事態を招き,その結果,農業等を行う上で具体的な損害ないし支障が生ずるような状況に立ち至ったときには,本件野外実験の差止めを求められてもやむを得ないものというべきである。

3 よって,債権者らの本件仮処分命令の申立ては,現段階では,いずれも理由がないから却下することとし,主文のとおり決定する。

平成17年8月17日

新潟地方裁判所高田支部

裁判官 板垣千里